

バイオマスマークの諸規定・申請様式 改訂のポイント

2022年3月19日 発効

1 見直しの背景及び目的

今回の改訂は、専門家の意見を踏まえ、申請者の申請書記入に伴う負担軽減、運営上で生じている課題の解決、定義の明確化等を行いました。

2 主な見直し事項

(1) バイオマス度が入っていないバイオマスマークの廃止

バイオマス度が入っていないバイオマスマークは、広報用のバイオマスマークを除き原則廃止します。

👉 (旧) バイオマスマーク使用の手引 第5 1 図1の廃止

(2) バイオマスマーク認定商品の併用に係る運営

以下についてのバイオマスマーク併用の新規申請については2022年4月1日以降は受付を中止します。

- ① 複数のバイオマスマーク認定商品を保有する事業者が、保有するバイオマスマークを併用して商品を構成する場合で、それぞれのバイオマスマークのバイオマス度が異なる場合の申請

👉 バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引 第2 1 (1) 1) ②

- ② 異なるバイオマスマーク使用契約者のバイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成する場合の申請

👉 バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引 第2 1 (1) 2)

(3) 変更申請の有料化

これまでの変更申請手続きについては無料でしたが、専門的知見が必要で審査を要する変更申請の場合は有料(11,000円/件、消費税10%の場合)となります。

👉 バイオマスマーク事業実施細則第11、第16 1 (2)

専門的知見を要する具体的な事例としては、原材料の追加、バイオマス度の変更、新たな機能性の追加(例 食品に接触する用途の追加、生分解性・防炎機能・抗菌機能の追加)等が該当します。

なお、商品名の変更、型式の追加(原材料の追加が伴わない場合)、工場の変更追加等については従前どおり無料です。

(4) 審査委員会及び事務局の審査・調査に当たっての秘匿義務

これまで認定審査の留意事項(旧)に記載されていたものをバイオマスマーク事業実施要領に記載するとともに、その内容を契約書の内容に合わせました。

👉 バイオマスマーク事業実施要領 第3 6

👉 (旧)認定審査の留意事項 第4

(5) 契約事項に関するバイオマスマーク使用契約書の優先適用

バイオマスマーク事業実施要領及びバイオマスマーク事業実施細則に明記しました。

👉 バイオマスマーク事業実施要領 第8、バイオマスマーク事業実施細則 第15

(6)様式の見直し、記入の負担軽減

(旧)様式2を廃止し、様式1と統合しました。これに伴い、他の様式の番号が変わりました。

👉 バイオマスマーク事業実施細則 申請書類

(新)様式2 バイオマスマーク原材料構成表の「安全性、バイオマス割合等の確認資料名」について、申請者が以前の申請で使用した原材料を使用する場合、「バイオマスマーク認定No.*****」と記入することとしていましたが、不要としました。

👉 (新)バイオマスマーク事業認定申請書作成に当たっての留意事項 第2 5

(旧) 記入例 (様式3) 注4 ③